

食品安全委員会新開発食品専門調査会

第80回会合議事録

1. 日時 平成23年11月14日（月） 14：00～14：38

2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

梅垣専門委員、漆谷専門委員、奥田専門委員、小堀専門委員、清水専門委員、
酒々井専門委員、本間専門委員、松井専門委員、山崎専門委員、山添専門委員、
山本専門委員、脇専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、坂本評価課長、前田評価調整官、北村課長補佐、
新谷評価専門官、中村技術参与

5. 配布資料

資料 専門委員職務関係資料

6. 議事内容

○前田評価調整官 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第80回新開発食品専

門調査会を開催いたします。本調査会は公開で行います。

このたび、10月1日付けをもちまして、多くの専門調査会の専門委員の改選が行われました。そして、本日は改選後の最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。私は事務局の前田と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、小泉食品安全委員会委員長よりごあいさつをさせていただきます。

○小泉委員長 皆様、こんにちは。すみませんが、座ってごあいさつさせていただきます。

本日は本務がお忙しい中、食品安全委員会の専門委員をお受けいただきまして、ありがとうございました。既に内閣総理大臣から23年10月1日付けで食品安全委員会専門委員として任命書がお手元に届いているかと存じますが、所属する専門調査会は委員長が指名するという事になっておりますので、先生方には新開発食品専門調査会の専門委員としてお願いすることといたしました。どうかよろしくお願いいたします。

新開発食品専門調査会は、食品機能、薬学、医学、毒性学など幅広い分野の14名の専門委員の方々に構成されておりまして、特定保健用食品やいわゆる健康食品等の安全性評価を行っていただくこととなりますが、最近では食品安全委員会が自ら評価を行うとした食品中のトランス脂肪酸について食品健康影響評価をとりまとめていただいたところです。今後も新たな機能を持った食品が開発され、評価を依頼されることが予想されますが、専門委員の皆様には各分野における専門知識や御経験を十分に生かして調査、審議いただければ幸いです。

専門調査会の役割、使命等につきましては後ほど事務局から御説明いたしますが、僭越ながら私から三つほどお願いがございます。

一つは、今回は1期目の方はおられないのですが、長年食品安全委員会に御協力くださっている先生方は十分御承知と思いますが、この食品安全委員会はリスク評価を行う機関でございまして、リスク管理とは明確に区別し、中立、公正な立場で科学的にリスク評価をしていただきたいと思います。

二つ目は、科学的に丁寧にリスク評価をしていただくことは非常に重要ではございますが、科学者といえども考え方はそれぞれ異なるところもあると思います。今ある科学知見に基づきまして、適切かつ迅速に評価を行っていただければと存じます。

三つ目は、食品安全委員会の専門調査会は原則公開で行っておりまして、世界的にも非常に透明性のある審議を行っております。本務がお忙しい中、丁寧にデータ等に立ち返って検討していただいていると感謝しております。その検討結果をぜひ専門調査会の席で御

発言いただければと存じます。そうすることで、傍聴の方たちにも先生方の科学的議論が聞けますし、また情報共有もでき、理解も深まることと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、先生方が今何期目かということをお知らせしてほしいとの御希望が他の専門調査会等で行ったので、一応読み上げさせていただきます。石見先生、3期目。1期、2年になっております。それから、梅垣先生、2期目。漆谷先生、3期目。奥田先生、2期目。尾崎先生3期目。小堀先生、3期目。清水誠先生、3期目。酒々井先生、2期目。本間先生、3期目。松井先生、5期目。山崎先生、5期目。山添先生、5期目。山本精一郎先生、4期目。脇先生、4期目という形になっております。今後ともよろしくお願いいたします。

○前田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、議事次第に基づき配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は議事次第、座席表、専門委員名簿、資料といたしまして、専門委員職務関係資料でございます。

配布資料の不足等はございませんでしょうか。不足等がございましたら事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、専門委員の紹介でございます。今回新開発食品専門調査会の専門委員に御就任いただいた方を私から五十音順に紹介させていただきます。

まず、本日は御欠席ですが、石見佳子専門委員でございます。

続きまして、梅垣敬三専門委員でございます。

続きまして、漆谷徹郎専門委員でございます。

続きまして、奥田裕計専門委員でございます。

続きまして、本日は御欠席ですが、尾崎博専門委員でございます。

続きまして、小堀真珠子専門委員でございます。

続きまして、清水誠専門委員でございます。

続きまして、酒々井真澄専門委員でございます。

続きまして、本間正充専門委員でございます。

続きまして、松井輝明専門委員でございます。

続きまして、山崎壮専門委員でございます。

続きまして、山添康専門委員でございます。

それから、山本精一郎専門委員でございますが、本日は遅れる旨の御連絡をいただいて

いるところでございます。

続きまして、脇昌子専門委員でございます。

ありがとうございました。

また、本日は食品安全委員会の委員にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

冒頭でごあいさついただきました、小泉委員長でございます。

続きまして、熊谷委員長代理でございます。

長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

野村委員でございます。

なお、小泉委員長、廣瀬委員、及び本日御欠席ですが、畑江委員の 3 名が当新開発食品専門調査会の担当委員となっております。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。食品安全委員会事務局の栗本局長でございます。

中島事務局次長でございます。

坂本評価課長でございます。

北村課長補佐でございます。

新谷評価専門官でございます。

中村技術参与でございます。

最後に、私評価調整官の前田でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、議事 2 の専門調査会の運営等についてでございますが、お手元にお配りしております資料、専門委員職務関係資料に基づき説明させていただきます。本専門調査会におかれましては全員が再任ということでございますので、繰返しになるところもございますが、簡単に説明をさせていただきます。

まず 1 ページおめくりいただきまして、食品安全基本法についてというところでございます。本法律につきましては、この食品安全委員会の設置根拠ともなっており、平成 15 年に施行されたものでございまして、目的といたしましては、第 1 条にございますが、要はこの 5 行目の後半から書いてございますけれども、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進すること、これを目的としているものでございます。

そして、先ほど委員長のあいさつにもございました 2 番のリスク分析手法の導入ということございまして、この第 11 条 1 項の 5 行目のところに、食品健康影響評価という

ところの定義が書かれていますけれども、この食品の安全性の確保に関する施策の策定、これに当たりましては、この食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないということが11条で示されています。

そして、2ページの11条の第3項でございますが、この枠の一番下の2行でございますけれども。食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならないということが法律上明記されているところでございます。

続きまして、3ページの第12条でございますが。こちらはいわゆるリスク管理に対応する規定でございますが、食品の安全性の確保に関する施策、そちらを策定するに当たっては、この4行目でございますが、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならないということでございますので、リスク評価を行った場合にはその結果に基づいてリスク管理が行われると、そういったことが12条に規定がされているところでございます。

そして、4ページ目でございますが、食品安全委員会の所掌事務について、第23条1項の第一号から第七号まで記載されています。主に専門委員の先生方へお願いしたいのは、この二号目の次条の規定、これはリスク管理機関からの諮問によるものでございますが。リスク管理機関の諮問又は自ら食品健康影響評価を行うことということでございます。例えば特定保健用食品の評価につきましてはリスク管理機関である消費者庁からの諮問を受けて御議論いただくものでございますし、あとは先月まで熱心に御議論いただきましたトランス脂肪酸の食品健康影響評価はこの後段の、自ら食品健康影響評価を行うものということで御議論いただいたものでございます。

そして5ページ目でございますが、この解説の2行目から四つの主な業務について記載されています。①の食品健康影響評価の実施。②の評価結果に基づいた行政的対応の確保。③のリスクコミュニケーションの推進。④の食品安全行政全般についての意見具申、この4点がこの食品安全委員会の所掌事務の主なものでございます。

そして、次に8ページ目でございますが、こちらには専門委員に関する規定が第36条、5番の専門委員という項目で記載されています。この、委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるという規定でございますが、内閣総理大臣の任命により非常勤ということで規定がされているところでございます。

続きまして、この専門調査会の調査審議について、12ページからの説明をさせていただきます。第1の食品健康影響評価に関する調査審議の手順といたしましては、リスク

管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼するという流れになってございます。そして、食品安全委員会が自らそのリスク評価が必要と判断した事項につきましても同様に審議を行った上で、専門調査会に対して調査審議を依頼するという手順となっております。

そして、専門調査会におかれまして調査審議を行い、評価書案をとりまとめていただくということが重要な業務でございます。

そして、3番の評価書案につきましては、原則として国民からの意見募集を行うということがこの食品安全基本法に規定する基本的事項、これは閣議決定事項でございますが、そちらに基づいて意見・情報の募集というものを原則30日間行うということとされているところでございます。

そして4番目でございますが、食品安全委員会は専門調査会からの調査審議の結果について報告を受けて、そしてその評価結果を決定して、関係するリスク管理機関に通知をするという流れでございます。

第2の組織及び運営の一般原則ということでございますが、13ページの①から④まででございます。先ほど委員長のごあいさつにありましたように、どの専門委員がどの専門調査会に属すべきかということについては委員長が指名するということでございます。そして、専門調査会に座長を置いて専門委員の互選により選任をするということ。そして、座長は専門調査会の会議の議長となること、そしてあらかじめ座長代理を指名しておくことということが規定されてございます。

そして、第3の調査審議に当たって特に留意すべき事項といたしまして、利害関係者の除斥という規定がございます。これは食品安全委員会決定のこの3行目でございますが、「食品安全委員会における調査審議の方法について」に基づきまして、専門調査会の判断によりその食品又は危害要因に関する許認可について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員につきましては、調査審議から除斥ということが規定されてございます。

そして、2番の調査審議の公開ということでございますが、原則といたしまして会議ですとか議事録、提出資料につきましては公開ということでございますが、個人の秘密ですとか企業の知的財産などが開示されて、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらす恐れがある場合につきましては非公開という扱いになっているところでございます。

そして、14ページが個別品目の審議手順ということで、リスク管理機関から食品安全

委員会は意見を聴取して専門調査会に検討を依頼し、専門調査会で御議論いただいた上で評価書（案）を作成していただき、国民からの意見・情報の募集を行い、必要に応じて評価書（案）を修正し、本委員会に報告した上で評価結果を決定し、リスク管理機関に通知をするという流れでございます。

そして 15 ページ目がこの食品安全委員会の専門調査会の運営規程でございます。この第 2 条のところに先ほど申し上げました専門委員の指名ですとか座長と座長代理に関する規程が記載されているところでございます。

そして、17 ページに別表とございますけれども、専門調査会につきましては現在 12 の専門調査会がございます。本新開発食品専門調査会におきましては 18 ページの上から 2 段目にその所掌事務が記載されてございまして、新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することが所掌事務となっているところでございます。

そして、19 ページが先ほどの利害関係者の関係についての規定でございますが。平成 15 年の食品安全委員会決定ですけれども、ここに組換え DNA からずっとありますけれども、特定保健用食品というのが 1 行目の右のほうにあります。その審査申請者からの依頼等により、申請資料等の作成に協力された方、それを申請資料等作成者というふうにここで定義しておりますが、そういう委員又は専門委員がこの会議の場にいらっしゃる場合はその審議開始の際にその氏名を報告すると。そして、基本は 1 の (2) にございますが、その調査審議又は議決が行っている間は調査審議の会場から退室するという規定にはなっているところでございます。

ただ、ただし書きがございまして、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り出席し、意見を述べることができるということが規定されてございます。

そして 2 番でございますが、こちらはもう少し間接的な関与でございます。審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって、提出資料として利用されたものの作成に協力した者、それを利用資料作成者というふうにここで定義してございますが、そういった場合も調査審議の開始の際にその氏名を報告をするということが規定されてございます。

そして (2) にございますが、利用資料作成者は当該資料について発言することはできないという規定がございまして、こちらもただし書きがございまして、その専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合は意見を述べることができるという規定がございまして。

こちらが利害関係者に関する規定でございます。

そして 20 ページ目でございますが、食品安全委員会の公開についてということで、1 番におきまして日時、開催場所等の公開。そして 2 番で、会議の公開。3 番で議事録等の公開。4 番で諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開というふうなことで、原則公開となっておりますが、いずれにおきましても、個人の秘密とか企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすことがある場合は非公開ということが規定されているところでございます。

ただ、この 3 の (2) の議事録のところでございますが、非公開で開催された会議の議事録につきましても暫定的に発言者の氏名を除いた議事録を公開する。そして、会議の開催日から起算して 3 年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開することとなっております。

そして、21 ページからでございますが、こちらは専門調査会の調査審議以外の業務についてということでございます。そして、例えばいろいろな意見交換会などに参加をさせていただきまして、この食品の安全についての理解を深めていただくことの御協力いただいていることはございます。

1 番目がリスクコミュニケーションということございまして、(1) の意見交換会ということで、新開発食品専門調査会の先生方にも何度かこの意見交換会に御参加いただいて正確な情報の提供に御協力をいただいているところでございます。

そして、22 ページでございますけれども、(2) の食品安全モニター会議ということで、こちらは全国に 470 名の方を食品安全モニターとして任命してございまして、さまざまな意見などをいただいているところでございます。そういった方に対する会議の場で最新の評価の内容ですとかリスク評価の仕組みなどについて説明をする会がございます。そういった場合にもこの専門調査会からも御協力をいただいていることがございますので、今後ともまたその際はよろしくお願いたしたいと思っております。

それから、23 ページの国際会合への出席でございます。こちらにつきましては国際リスク評価機関の会合を始めまして、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただきまして、海外のリスク評価機関との連携ですとか、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力をいただいているところでございます。

また、国際リスク評価機関におきましては、会合メンバー候補として専門家名簿に登録する専門家を定期的に募集しているところでございますので、そういった募集案内がありました場合には、対応する専門調査会の専門委員に周知をいたしてございます。

それから次に 24 ページでございますけれども、調査・研究企画調整会議ということでございまして、この食品安全委員会が持っております食品健康影響評価技術研究、そして食品安全確保総合調査、そういった研究事業と調査事業を持っておりますので、そういった場面に調査・研究企画調整会議の構成員として専門委員の先生に御参画いただき、中期的な計画の案の策定及び各年度において実施する課題の調整に御協力をいただいているところでございます。

それで、ただ今遅れて来られましたけれども、専門委員で御紹介申し上げました山本精一郎専門委員がおこしいただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、25 ページ目でございます。4 番の国会への参考人招致でございます。こちらにつきましては食品安全委員会としてお願いをするということではないのですけれども、国会の委員会が国民の関心が高い事項について、専門委員に参考人又は政府参考人として出頭を求め、その意見又は説明を聴くことがございます。平成 17 年度に 7 件ほどございましたが、それ以降はございません。

そして、5 番目でございますが、評価書等の英文翻訳についてということでございます。食品安全委員会におきましては、食品健康影響評価の結果等を英訳しましてホームページに掲載し、海外への情報提供を行っているところでございます。これはすべての評価書を全訳しているというわけではございませんで、評価書の「要約」の部分ですとか、あとは「食品健康影響評価」の部分を英訳してホームページに掲載してございます。その際には作成主体といたしましては事務局が英訳の確認及び修正を行いまして、仮訳であることを示します「Tentative translation」等付記した上でホームページに掲載をいたしてございます。ただ、その評価書はそうなのですが、評価ガイドラインが 26 ページに記載してございますが、評価ガイドラインにつきましてはホームページの掲載の前に関係の専門委員の先生方に相談しまして、「Tentative translation」等付記した上でホームページに掲載することといたしております。また、専門委員の先生方等から英文の翻訳についてもう少し内容を改善したほうがいいのかというふうな御意見をいただきましたら、随時ホームページを更新することといたしてございますので、よろしく願いいたします。

それから、27 ページでございますが、「自ら評価」、ファクトシート等に関する作業の進め方ということでございます。食品安全委員会はさまざまな形で情報をとりまとめて国民への情報提供を行ってございます。1. の 3 行目にもございますが、Q&A ですとか、ファクトシートなどを作成して国民への情報提供を進めているところでございます。

それからあと 2 番目の「自ら評価」、ファクトシート、Q&A 等に関する作業フローに

ついてということでございます。まず(1)の「自ら評価」案件候補の募集段階ということでございますが、関係機関、マスメディア等から収集・整理した危害情報ですとか、食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告、インターネットによる募集等で国民から寄せられた情報や意見、委員会に寄せられた意見など、そういった場面で既にリスク管理機関での対応が適切に行われているなどの除外事由に当たらないものにつきまして、企画等専門調査会で審議をすることといたしてございます。

そして28ページ目でございますが、その案件の絞り込みの段階で、2段落目でございますが、最終的に残った評価案件候補について必要に応じて関連する専門調査会又は当該専門委員に対しまして企画等専門調査会の審議結果を報告又は送付して、科学的な立場からのコメントを御依頼することがございますので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

それから、(3)のファクトシートの作成段階でございますが、こちらにつきましてもトランス脂肪酸は以前ファクトシートを作成して、その後「自ら評価」という段階に進んだものでございます。こちらは基本的に現在科学的知見として得られているものをまとめて、それをホームページなどで公開しているものでございますが、作成作業は基本的に事務局が行うものでございます。ただ、科学的知見ですとかデータの信頼性などについて専門委員から助言を受けまして、最終的に関連する専門調査会において確認してもらうということもございます。事実関係に誤りがないかどうかの確認に御協力をお願いすることがあるかもしれませんので、またその際はよろしくお願ひいたします。

それから、29ページがリスク評価からファクトシート、Q&Aなどの定義でございます、30ページが作業のフローということでございます。

それから、31ページでございますが、食品安全委員会の緊急時対応において全ての専門委員に期待される役割についてということでございます。緊急時の対応としては、2.の中に全ての専門委員に期待される役割として、(1)の平時及び緊急時における関連情報及び科学的知見の提供という項目がございます。やはり緊急時に急に情報を集めるというよりも、平時からの情報収集が重要であるということでございますので、専門委員が独自に収集されました情報等についても情報提供していただければ非常に光栄でございます。

そして、(2)の食品安全委員会会合への出席及び専門的意見の提示ということでございます。毎週木曜日の午後2時から定例で委員会会合を行ってございますが、臨時に委員会会合を開催して緊急時における委員会の対応を決定する場合がございます。その際、専門委員の先生方に御出席を求めて、専門的見解を示していただくこともございますので、

その際はよろしくお願ひいただければと思います。

そして、32 ページでございますが、(3) の各専門調査会の緊急的な開催ということでございまして、緊急事態等の事案に応じまして、関係する専門調査会にその開催を委員長が指示することがございますので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

それから次に、34 ページからが専門委員の服務についてでございます。専門委員の先生方におかれましては、2 段落目でございますが、非常勤の国家公務員ということでございますので、国家公務員法の規定が適用されます。そして、その服務についての規定を遵守する必要がございます。そして、簡単にここでピックアップしているものが 7 点ほどございますが、服務の根本基準といたしましては、2 段落目でございますが、専門委員は国民全体の奉仕者であるということとして、食品関係事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないということにつきまして留意いただければと思います。

それから、2 番目の法令及び上司に従う義務ということでございまして、法治主義を実現するため、行政機能が円滑かつ統一的に発揮するために、専門委員はその法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられているところでございます。

そして、3 番目の争議行為等の禁止ということでございまして、集団で行うサボタージュその他の争議行為につきましては、非常勤の職員であっても禁止されているところでございます。

続きまして、35 ページの 4 番の信用失墜行為の禁止ということでございまして、こちらにも 2 段落目に例示がございますが、こういう国民の信頼を損なう行為は禁止されているということでございます。

そして 5 番目の秘密を守る義務ということでございますが、こちらにおきましては調査審議において専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れますと、その評価の実施に支障が生じる場合がございます。また、その審議結果の決定後でありましても他国、外国ですとか国際機関に関する非公開情報のように、それを公にすることで関係する国際機関等との信頼関係を損なう場合もございます。また、調査審議に際して得られた個人情報ですとか知的財産に係る情報、これを漏らすことで個人や法人の利益を損なう場合がございます。そのため、専門委員には守秘義務が課されているところでございます。また、この守秘義務につきましては専門委員をやめられた後にも課せられるということに御留意いただければと思います。

そして、6番目の職務に専念する義務ということでございまして、専門調査会の開催時間、各種の打ち合わせの時間など、所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきということが規定されているところでございます。

そして、7番目に服務に関する規定に違反した場合の処分の規定がございまして。

そして下の括弧内でございます。こちらにつきましてはやはり先日まで御審議いただいたトランス脂肪酸ですとか、あと、さまざまな特定保健用食品の御議論とか、本専門調査会においては非常に社会的に関心の高い題材について御評価をお願いしているところでございますけれども、そういう場合にマスコミの関心が高くて、専門委員としての立場でなくともいいから一専門家として食品の安全性の確保について個人的見解を聞かせてほしいというふうな形で取材が来る場合があるかと思えます。そういった場合に、御自身の見解としてこういうことが考えられますというふうなことを、個人的見解を述べるということは懲戒事由になることはございませませんが、この場合には食品安全委員会の全体の見解であるというふうに相手方に誤解を招かないように御留意をいただければというふうをお願いいたします。

それから、続きまして36ページ目でございますが、食品健康影響評価技術研究についてということでございまして、この食品安全委員会が持てる研究費でございます。37ページでございますとおり、21年度から22年度、23年度と採択された課題、合計現在20本の課題が現在走っているところでございます。

そして、38ページ目でございますが、食品安全総合情報システムということで、さまざまな食品の安全に関する情報がホームページから検索することができるシステムになっているところでございます。

続きまして、39ページ目が事務局の組織図でございまして、職員合計が58名、評価課が27名という組織で現在進められているところでございます。

それ以降の40ページからが食品安全基本法の法律の条文でございます。

それから、48ページからが食品安全基本法に規定する基本的事項という閣議決定の内容でございますので、また後ほどお目通しをいただければと思います。

では、以上で、駆け足ではございましたが、専門委員職務関係資料につきまして説明をさせていただきましたが、何か御質問御意見などはございますでしょうか。

では、その他お気付きの点がございましたら、後ほどでも結構ですので、事務局までお問い合わせいただければと思います。

それでは、私が今御説明いたしました内容について御確認いただき、また御留意いただ

きまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事 3、座長の選出でございます。本専門調査会の座長の選出をお願いいたしたいと思ひます。座長の選出につきましては、先ほど御説明しました資料の中の食品安全委員会専門調査会運営規程がございまして、その第 2 条第 3 項に専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する委員の互選により専任するというふうにされているところでございます。

どなたか、座長の御推薦がございましたら、よろしくお願ひいたします。

山崎専門委員、お願ひいたします。

○山崎専門委員 山添先生に前期お願ひしていたのですが、今期もぜひ山添先生に座長をお願ひしたいと思ひます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。ほかに御推薦はございますでしょうか。

松井専門委員。

○松井専門委員 やはり私も山添先生に、御苦勞ですけれども、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○前田評価調整官 ありがとうございます。そのほか御推薦はございますでしょうか。

ただいま、山崎専門委員及び松井専門委員から山添専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に山添専門委員が互選されました。それでは、山添専門委員、恐縮ですが、座長席にお移りいただきたいと思ひます。

では、山添座長から一言ごあいさついただき、以降の議事の進行につきましては山添座長にお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○山添座長 ただいま御推薦をいただき、引き続き座長を務めさせていただくことになりました。

新開発食品専門調査会は産業界、また一般の方からも関心の高い専門調査会だと思ひますので、きちっとした議論に努めていきたいと思ひます。皆様の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事の進行を引き継がせていただきたいと思ひます。まず、先ほど御説明をいただきました運営規程の第 2 条第 5 項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとあります。したがって、私から座長代理として、そこにおられます清水専門委員にお願ひ

したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

皆さん御賛同いただけたと思いますので、それでは、清水先生にお願いをしたいと思えます。

清水先生のほうから一言いただけますでしょうか。

○清水座長代理 座長代理を今お引き受けすることになりました、清水でございます。私は 20 年ぐらい前から主に食品成分とそれから腸管の相互作用に関する研究をやっております、栄養素の消化管での吸収の問題とか解毒代謝の問題とか、あるいは腸管免疫というふうな視点で仕事をしてしておりますが。基本的には食品の研究者だと思っております、食品の立場からこの安全性のことについていろいろと考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○山添座長 よろしくお願ひ申し上げます。

これで議事の 3 は終了いたしました。

議事 4、その他でございますが、何かございませうでしょうか。

○新谷評価専門官 1 件御報告させていただきます。先生方に御審議いただきました食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価についてですけれども、10 月 20 日に開催されました食品安全委員会第 404 回会合に審議結果を報告し、国民からの御意見・情報の募集手続、いわゆるパブリックコメントの募集を行っております。また、この期日は今週末の 18 日までとなっております。これらに対する回答等につきましては座長御指示のもと、先生方に御確認をいただきながら作成していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○山添座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかになれば、これで第 80 回新開発食品専門調査会を閉会いたします。

なお、15 分ほどおきまして、ただいま 40 分にちょっとなっていないところですので 15 分おくとすると 55 分ごろですかね、55 分から非公開で第 81 回新開発食品専門調査会を開催いたしますので、委員の先生方は少しお待ちいただけますか。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。